

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者  
各指定障害者支援施設運営法人代表者  
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児入所施設運営法人代表者  
様  
(岐阜市所管の施設等を除く。)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

「障害福祉サービス等事業者における経営情報の見える化」に係る  
都道府県等・各障害福祉サービス等事業者向け説明会の開催について

日頃より県の障がい福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）について」（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、障害福祉サービス等事業者の経営情報に関するデータベースについて、職種別の給与総額等を継続的に把握できるような対応の検討を速やかに進め、必要な措置を講じることとなっております。

つきましては、今般、厚生労働省による「障害福祉サービス等事業者における経営情報の見える化」に係る都道府県等・障害福祉サービス等事業者向け説明会が下記のとおり動画視聴形式で開催されますので、貴事業所・施設におかれましては、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

## 記

### 1 実施期間等

実施期間：令和7年8月4日（月）10：00～令和7年8月8日（金）17：00

※ 所要：55分程度

※ 説明会動画は録画映像となりますので、上記期間以降も視聴可能です。

議題：（1）障害福祉サービス等情報公表制度

～障害福祉サービス等事業者における経営情報の見える化の対応について～  
(運用内容や留意点等)

- ・ 障害福祉サービス等情報公表制度の現状
- ・ 障害福祉サービス等事業者の経営情報の見える化に係る経緯
- ・ 障害福祉サービス等事業者の経営情報の見える化への対応
- ・ 経営情報の見える化等に係る通知の改正（概要）について
- ・ 経営情報の見える化等に係る記入要領（概要）について
- ・ 第1回都道府県等・関係団体向け説明会でいただいたご質問に対する回答

- ・ 今後のスケジュール等
- (2) 障害福祉サービス等情報公表システム画面の説明について

2 対象者

全ての指定障害福祉サービス等事業者

3 動画掲載先 URL (厚生労働省 HP)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_60356.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_60356.html)

4 説明会の質疑受付

動画を全て視聴した上で、本説明会の内容に関するご質問を受け付けておりますので、ご不明な点がございましたら、以下 URL にアクセスいただき、入力をお願いいたします (任意)。

また、説明会の質疑受付は、(1)に記載の実施期間を以て締め切らせていただきます。

いただいたご質問に対する回答につきましては、近日中に事務連絡や厚生労働省 HP にて、順次ご連絡させていただく予定です。

なお、本説明会の内容以外に関するご質問・ご要望等は受け付けておりませんので、ご承知置きいただきますようお願いいたします。

※ 質疑受付フォーム：

<https://forms.office.com/r/WauXRZhSOS>

※ 回答期間：令和7年8月4日(月)10:00～令和7年8月8日(金)17:00

|        |  |     |     |
|--------|--|-----|-----|
| 所 属    | 岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係  |     |     |
| 係 長    | 垣 本  | 担 当 | 島 田 |
| 電 話    | 058-272-1111 内 3490  |     |     |
| F A X  | 058-278-2643   |     |     |
| E-mail | <a href="mailto:c11226@pref.gifu.lg.jp">c11226@pref.gifu.lg.jp</a> |     |     |